平成29年度フロン排出抑制法に関する説明会

フロン排出抑制法管理者への立入検査

神奈川県 環境農政局 環境部 大気水質課

平成30年2月22日(木) TKPガーデンシティ横浜

本日の内容

- 1管理者への立入検査
- ②立入検査での指導事例
- ③定期点検実施のお願い
- ④「神奈川県大気水質課の指示」 と偽った勧誘に、ご注意!

①管理者への立入検査

フロン排出抑制法では、 管理者による機器の適正管理の実施状況等について、 都道府県知事は機器の管理者に対して、

報告徴収

立入検査

をすることができる。

管理者による機器の適切な管理等の義務に関して、 知事は、指導、助言、勧告、公表及び命令を行うことができる(法17条、18条)

県内を5つのエリアに分け、各エリアを 所管する部署が立入検査を実施しています

大気水質課

横浜市・川崎市

横須賀三浦地域 地域県政総合センター

横須賀市·鎌倉市·逗子市 三浦市·葉山町

湘南地域 地域県政総合センター

平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市 伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町

県央 地域県政総合センター

相模原市・厚木市・大和市・座間市海老名市・綾瀬市・愛川町・清川村

県西地域 地域県政総合センター

小田原市·南足柄市·中井町·大井町·松田町 山北町·開成町·箱根町·真鶴町·湯河原町

立入検査の実績

(件数)

年度	機器の管理者	充塡回収業者
平成27年度	8	99
平成28年度	19	97
平成29年度	77 *	(未集計)

* 平成29年12月時点の件数であり、確定数ではありません。

その他、機器の廃棄等実施者及び特定解体工事元請業者を対象とした建設リサイクル法の全国一斉パトロールにあわせた立入検査を実施。

立入検査時に確認する帳簿・書類等

管理する 第一種特定製品の

リスト

各種証明書

※充填証明書·回収証明書 再生証明書·破壊証明書 管理する 第一種特定製品の

点検整備記録簿

行程管理票

※回収依頼書・委託確認書 引取証明書 【過去3年間に廃棄した場合】

その他関係書類

(例.点検整備等の委託業者 に関する情報)

立入検査時に確認する主な内容①

第一種特定製品の機器リスト

管理する第一種特定製品の設置状況

- 管理する第一種特定製品を適切に把握しているか
- ・機器の台数、「定期点検」義務がある機器の有無
- ・設置場所において、設置及び使用環境の維持保全 を適切に行っているか

立入検査時に確認する主な内容②

点検整備記録簿 充塡証明書·回収証明書等

管理者の判断の基準の遵守状況

- ・ 点検整備記録簿は規定された事項が記載されているか
- ・点検を規定の項目・頻度で行っているか
- ・漏えい・故障時の対応状況
 - ※管理者の判断の基準: 第一種特定製品の管理者の判断の基準のなるべき事項 (平成26年環境省経済産業省告示第13号)

立入検査時に確認する主な内容③

行程管理票

※回収依頼書・委託確認書・引取証明書
【過去3年間に廃棄した場合】

廃棄等実施者に係る規定の遵守状況

- ・機器廃棄時に自ら又は委託して、充塡回収業者にフロン類を引渡しているか
- ・回収依頼書等を交付しているか、またその写しを保存しているか
- ・回収依頼書等の交付から30日以内(解体工事の場合は90日以内)に 引取証明書の交付等を受けているか
- ・引取証明書を保存しているか

立入検査の所要時間

関係書類の確認

ヒアリング

現地調査

60~120分程度

2立入検査での指導事例

立入検査を実施した際の

- ●改善を指導した事例
- ●良好な事例

を紹介します

状況	指導内容
実際の機器の確認作業を行ったところ、機器リスト・点検整備記録簿の「機器の設置場所」や「機器を特定するための情報(型番など)」の記載が誤っていた。	設置されている機器と書類の情報を一致させるよう修正を指導。



良好なケース

- ・建物全体の室外機を、なるべく1ヶ所にまとめて設置していた。 →簡易点検が容易に行える環境
- ・冷媒系統のつながりが容易にわかるような表示を行っている。→機器の特定が容易で、点検をする際にも間違いが無い。



状況	指導内容		
簡易点検を実施していたが、四半期に1	3ヶ月に1回以上の頻度で実施するよう		
度の頻度で実施していた。	指導。		

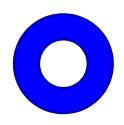


第一四半期(4~6月) 4月15日簡易点検



第2四半期(7~9月) 9月10日簡易点検

3ヶ月超過



4月15日簡易点検



7月10日簡易点検

3ヶ月以内

状況 指導内容

定期点検や専門点検が、十分な知見を有する者により行われているかどうか不明であった。

(定期点検・専門点検が)十分な知見を有する者により行われる又は立会いのもと 行われていることを資格等により確認する。

「冷媒フロン類取扱技術者」

点検	充塡	回収

「RRC冷媒回収技術者」

点検	充塡	回収
_	_	





引用元:一般財団法人 日本冷凍空調設備工業連合会、 一般財団法人 日本冷媒·保全機構

充塡・回収を行う場合は、作業地の都道府県知事による 「第一種フロン類充塡回収業者」登録も必要

状況	指導内容	
機器の整備の際、フロン類の充塡・回収を 実施していたが、充塡回収業者より充塡 証明書・回収証明書の交付を受けていな かった。	充塡回収業者から、充塡証明書・回収証 明書の交付を受け、点検整備記録簿への 回収量等の記録を指導。	

証明書No. 年 月 日 年 月 日

 充塡した年月日
 年
 月
 日

 充塡したフロンの種類
 種類(R番号)
 R GWP値

 充塡したフロンの量
 充塡量(kg)
 内、回収戻したý塡量(kg)

 設置時 整備時の別(どちらかにつ)
 機器の整備時に充塡
 機器の新設時に現場充塡

交付年月日

フロン充塡証明書

整備を発注した管理者 (機器の所有者等)	住 所	〒		
	氏名·名称			
管理担当者	住 所	〒		
	氏 名		部署名	
	電 話		e-mail	
充塡した機器の所在	住 所	〒		

様式の定めが無いため、 業者により様式が異なる場 合があります。

立入検査時の状況

機器を廃棄した際の行程管理票が保存されていない。

交付年月日、機器の種類、台数の記載が漏れている。

指導内容

- 3年間の保存義務があること
- 規定事項を全て記入すること
- ・引取証明書が30日(解体時は90日)以内に交付されない時は知事への報告が必要なことを伝えた。



引用元:一般財団法人 日本冷媒・保全機構 発行 行程管理票

③定期点検実施のお願い

点検の 種類	対象機器	圧縮機の電動機 定格出力	点検頻度	点検者
定期点検	エアコンディショナー	7.5kW以上 50kW未満	3年に 1回以上	有資格者 (十分な知見を 有すもの)
		50kW以上	1年に 1回以上	
	冷凍•冷蔵機器	7.5kW以上	1年に 1回以上	

平成30年3月末までに 定期点検の実施が必要

4「神奈川県大気水質課の指示」 と偽った勧誘に、ご注意!

- 「フロン協会の者だが、神奈川県の指示により電話している」
- 「神奈川県の指示により、エアコンに使用されているフロン類の 入れ替えが必要です」
- 「神奈川県の指示により、エアコンの点検調査に行きたい」
 - ※大気水質課の電話番号を伝え、信用させようとする事例も確認されています

神奈川県では、点検等を協会や事業者等に**委託していません**。 また、フロン類をフロン類以外のガスに入れ替えるよう指示している ことも決してありませんので、ご注意ください。

※例えば、プロパン等が含まれた冷媒は可燃性があるため、把握しないまま配管を溶接補修した場合や漏えいした場合に、火災や爆発の可能性があるため、注意が必要です。自然冷媒に入れ替えをした機器はフロン法の対象外ですが、高圧ガス保安法に基づく許可又は届出が必要となる場合があります。

参考資料

フロン排出抑制法ポータルサイト

http://www.env.go.jp/earth/furon/

フロン排出抑制法Q&A集(平成28年7月20日 第3版)、環境省 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/furon-act_faq_ver3.pdf

フロン排出抑制法(平成27年4月施行)、環境省 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

環境省・経済産業省の指示と騙る勧誘に御注意 http://www.env.go.jp/info/notice scam140710.html